

入環審発第 号

令和4年10月 日

入間市長 杉 島 理一郎 様

入間市環境審議会

会 長 黒 瀧 孝 秀

入間市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について（答申）【案】
令和4年5月16日付け入生環発第42号で諮問を受けた「入間市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について」、下記のとおり答申します。

なお、この答申は、諮問を受けてから3回の審議会を開催し、審議を重ねた結果、結論に至ったものです。

記

1 答申

地球温暖化対策の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの利用促進は必要不可欠です。

しかし、太陽光発電設備設置事業に伴う乱開発は、災害の誘発や、自然環境、生活環境及び景観の保全に大きな影響を及ぼすことが予想され、全国的な問題となっています。

これらの事態に対する住民の不安を払拭するために、太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について、別紙のとおり答申します。

これらを実現するため、太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定が必要であると考えます。

2 附帯意見

今後の対応に向けて、次の意見を申し添えます。

- (1) 金子地区に広がる茶畑は、市民が誇る景観であり、保全することが望ましいと考えます。
- (2) 太陽光発電設備の設置にあたっては、公共施設へ率先して設置するとともに、一般家庭や事業所などの建築物の屋根や屋上への設置を推進する施策を実施し、再生可能エネルギーの普及に努めることが望ましいと考えます。

太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について

【資料2別紙】
令和4年9月20日
入間市環境審議会

〈 主な課題 〉

①現行法では、山林等において比較的容易に開発が可能

②開発工事による土砂災害、景観の阻害、生態系への影響等に関する住民の不安

③事業実施に当たって地域住民への説明不足に起因すると思われるトラブル事案の発生

④長期稼動(約20年)に伴う自然災害や事故、機器の故障等に関する住民の不安

⑤事業者による不適切な保守点検・維持管理

⑥将来における使用済み太陽光パネルの放置や不法投棄への懸念

⑦採算悪化による事業撤退等

〈 課題解決の方針(案) 〉

1 : 規制区域の設定(主な課題①②)

2 : 市長の「同意」(主な課題①②)

3 : 事前説明会の実施(主な課題②③)

4 : 事業計画の届出(主な課題③)

5 : 設備の管理(主な課題④⑤⑥⑦)

6 : 指導、助言等の設定(主な課題⑥⑦)